

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381247

研究課題名(和文) 道德教育における「内容項目」に関する哲学・倫理的考察に基づく解説集の開発

研究課題名(英文) Development of Commentaries Based on Philosophical and Ethical Considerations of "Content Items" in Moral Education

研究代表者

千葉 胤久 (CHIBA, Tanehisa)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：90333765

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編』においては、道德の授業で取り扱うべき「内容」として22の内容項目が示されている。これらの内容項目の哲学的・倫理的な意味内容について理解を深めることが本研究の目的である。本研究では、各内容項目に関する哲学・倫理学上の諸見解を参考に考察を行い、その考察において得られた知見をもとに内容項目の解説集を作成した。

本研究で得られた成果は、教職大学院における授業や教員免許状更新講習等において活用され、授業・講習に参加した現職教員からは、各内容項目に関して授業を構想する際に新たな発想を与えてくれるものとして一定の評価を受けることができた。

研究成果の概要(英文)： In the "Lower Secondary School Teaching Guide for the Course of Study, Special Subject, Moral Education", 22 items are presented as content to be addressed in moral education classes. This study has deepened understanding about the philosophical and ethical meaning of the content items. It examined each item, based on a philosophical and ethical understanding of it. Further, based on the findings of the discussion, commentaries on content items were created during the course of the study.

The results obtained in this study can be utilized in classes at graduate schools of teacher education and in teacher certificate-renewal courses. The researcher was able to receive favorable feedback from in-service teachers, who participated in these classes or courses. Such feedback has provided new ideas for planning classes for each content item.

研究分野：哲学・倫理学

キーワード：道德教育 内容項目 哲学 倫理学

1. 研究開始当初の背景

初等中等教育における道徳教育のあり方に関して、これまでも哲学・倫理学研究者から多くの提言がなされてきた。しかし、それらは、道徳教育はいかにあるべきかを哲学・倫理学的に考察し、道徳教育の基本的枠組みを示すものや、哲学・倫理学教育の一環として道徳教育のあり方を提言するものにとどまっていた。これらはそれぞれに有意義な取り組みではあるが、小・中学校での道徳教育が学習指導要領に準拠して行われていることが意識されておらず、それゆえに実際に小・中学校で行われている道徳教育との接点を見出しにくいという難点があることも否定できない。哲学・倫理学の立場から、学習指導要領に従って行われている道徳教育に関わり、協力することができるか。初等中等教育における道徳教育への哲学・倫理学研究者による貢献可能性として、このことも検討がなされるべきであるということが出来る。

2. 研究の目的

学習指導要領においては、道徳教育において取り扱うべき「内容」が「内容項目」として整理されて示されている。本研究開始時の中学校学習指導要領では24項目が「内容項目」として指定されていた。「道徳」の教科化にともなって改定された中学校学習指導要領では22項目が「内容項目」として指定されている。初等中等教育での「道徳」の指導体制の大枠は「内容項目」によって規定されている。初等中等教育の現場の指導体制の大枠を受け入れつつ道徳教育の改善を目指す本研究では、この「内容項目」に着目し、まず、各「内容項目」の中心的概念内容を、哲学・倫理学上の諸見解を参照することによって整理し明確化する。そして、明確化された「内容項目」の概念内容を参考に道徳の授業の主題設定（何についてどのようなことを考える授業を行うのか）を吟味し直すことを通じて、「内容項目」の概念内容の明確化の質をより高め、充実した内容の道徳授業を構築するための支援を行う。

3. 研究の方法

研究の方法としては以下の3つの方法を採用して研究を行った。

(1)『中学校学習指導要領解説』における各内容項目に関する解説の記述の分析。

『中学校学習指導要領解説 道徳編』および『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』における各内容項目の解説の記述を分析し、そこに背景として見て取ることのできる哲学・倫理学的知見を抽出する。そのことによって、解説の文章の内容理解を深める手がかりを獲得することを目指す。また、解説の文章において不足しているといえる点、あるいは留意すべき点を抽出することも行う。そして、そのことによって『解説』の文章を

授業構想により一層効果的に利用するための手がかりを獲得することを目指す。

(2)市販の内容項目解説文献における解説文の分析。

それらの文献における内容項目の内容解説の文章に分析を加え、それら解説の背景にある哲学・倫理学的諸見解を抽出するとともに、それら解説の文章において不足する点、授業構想に使用する際に留意すべき点を明らかにする。

(3)各内容項目のキーワードに関する哲学・倫理学的見解の収集。

『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』においては、各内容項目にキーワードが明示されているが、このキーワードに示されている諸概念・徳目を主題とする哲学・倫理学の諸著作を取り上げて、その内容理解を深めることを通じて、各内容項目の概念内容に関する理解を深める。その際、各種の哲学事典・倫理学事典の記述も参考にして、概念内容の理解を深める作業を行う。

4. 研究成果

『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』においては、各内容項目は4つの視点に分類、整理されている。その4つの視点ごとに分けて、本研究における研究成果を記しておくことにしたい。

(1)「A 主として自分自身に関すること」「自主、自律、自由と責任」

カントの「意志の自律としての自由」の議論を参照することによって、自律としての自由の観点から尊重されるべき自由の意味内容を明らかにし、何でも好き放題のことをする「自由」は尊重すべき「個人の自由」には含まれないことを明らかにすることができる。また、「責任」に関しては「応答可能性」という観点から責任を考えることの重要性が指摘されるべきである。

「節度・節制」

節度あること、節制に心がけることは幸福を実現するためにどうしても必要なものであること、そしてそれゆえ、それ自体に価値があるというよりも、幸福実現のための手段としての価値を有するものであるということ。これらのことを、プラトン・アリストテレスの議論から見て取ることができるのであるが、これらを意識して指導することは、「節度・節制」をたんに欲望を捨て去ることと誤解しないためにも重要である。

「向上心、個性の伸長」

個性とは、人と異なる変わったことをすることにあるのではなく、普遍的に価値があるといえるものの実現を目指して、自らの持ち味や特性を生かしていくことであり、それが「自己の向上を図る」ことにつながる（内田詔夫）ということに注目して指導することが重要である。

「希望と勇気、克己と強い意志」

プラトン『ラケス』やアリストテレスの中庸論を参考にして、「勇気」とは「恐れるべきことと恐れるに値しないことについての知識」に基づいて行為することであるとする観点から考察することが重要である。また、「強い意志」を育むためには、困難でくじけそうな自分を受け止めてくれる他者の存在が不可欠であるという観点からの指導が必要である。

「真理の探究、創造」

真理の探究においては、自己の信念がつねに誤りの可能性に開かれていることを自覚しつつ、異なる信念をもつ他者との対話をどこまでも継続していくことが、どこまでも求められるのであり、真理の探究はつねに途上にある。「自己絶対化」を放棄することによって、独断的な見方や独善的な見方に陥る危険性を避けながら、真理探究の途を歩み続けること、こうした真理への謙虚さが学問的誠実さを生み出すのである。

(2)「B 主として人との関わりに関すること」

「思いやり、感謝」

思いやることができるためには、自他の差異が意識され、理解されていることが必要であり、その差異の自覚にもとづいて、自分の視点からではなく想像上の相手の立場に身をおいて相手のことを理解しようと努めること、これが「思いやり」の必要条件である。

「礼儀」

礼儀正しくあることそれ自体は道徳的であることを意味しないが、礼儀正しくあることは道徳的であるための第一歩ではある(A・コント＝スポンヴィル)。相手を人間として尊重するために礼儀正しくあろうとするとき、はじめてそれは形だけの礼儀を越えて道徳的であることに転化することになるのである。

「友情、信頼」

アリストテレスのフィリア論を参考に、友情の本質は「互いに相手のために相手にとっての善を願うこと」にあるということについて理解を深めていくことが重要である。単に自分にとっての利益を相手が与えてくれることを願うだけでは、相手を利用するだけにとどまり、相互の信頼関係は生まれえないということについて理解を深めることも大切である。

「相互理解、寛容」

他者に寛容になることは、自分とは異なる他者の考え方や価値観を受け容れることであるが、しかし、その受容は自分の考え方を改めて他者の考え方に同意することを必ずしも意味するわけではない。他者の、自分とは異なる考え方を自分が採用するわけではないが、そうした異なる考え方を相手が持っていること、そのことを肯定し受けとめることが寛容の精神においては重要となる。

(3)「C 主として集団や社会との関わりに関すること」

「遵法精神、公德心」

遵法精神の指導においては、いかなる法がわれわれの社会に必要なのか、自ら考え、作り上げていこうとする姿勢の重要性に気づく必要がある。言い換えれば、人々を法という秩序に従うことを強制される法の客体としてみるばかりではなく、人々を、法を作り、法を用い動かしていく法の主体として理解したうえで遵法精神の指導は行われる必要がある。また、「公德心」は「お上」に従うこととして理解されるのではなく、人々が共同につくりあげていくべきものとしての「公共」(山脇直司ほか)を大切にし、維持していこうとする精神のこととして理解されるべきである。

「公正、公平、社会正義」

正義にはなんらかの意味での「等しさ」、「平等」が含まれている。「等しいものを等しく扱うこと」としての正義として、誰をもひとしなみに等しく扱うことを要求するタイプの正義を考えることができる。それは基本的な自由、幸福、基本的なニーズを誰もが等しく享受できるようにすることとしての正義・公正において要求されるものである。誰もが人間である限り、そのことだけで誰に対しても等しく人権は保障されるべきであると考え人権の考え方が、このタイプの正義の典型としてあることへの理解を深めることが大切である。他方で、正義には「等しくないものを等しくなく扱う」という側面もあることを取り上げて考察することも重要である。ただ、この側面を取り上げて考察する際は、それが差別の正当化につながらないように注意することも必要である。

「社会参画、公共の精神」

この内容項目においては「社会連帯の自覚を高める」ことが求められるのであるが、ここで自覚されるべきは、「人は互いに依存してしか生きられない存在であり、それゆえに連帯して生きることがどうしても求められる存在である」ということであろう。ここでの「公共の精神」は、個人や私的なものを犠牲にすることを求める「滅私奉公」的な「公共の精神」ではなく、個人を他者との関係のなかで活かしていくことを求める「公共の精神」(山脇直司、桂木隆夫ほか)として理解されるべきである。

「勤労」

労働すること自体に喜びを感じ、労働することにおいて自己実現をなしとげることができ、自己の人生の意味を労働することそのもののうちに見出すこともできる。このことに労働することの尊さを見出すことができる。ただし、働くことそれ自体のうちに喜びを見出すことができるということに労働の尊さや意義を見出すことができると指導することが、子どもたちが劣悪な環境で働くこ

との正当化に利用されないよう注意して指導に当たる必要があるということも忘れてはならない。労働を通じて社会に貢献するということは、人々がそれぞれの仕方で労働することによって、社会という相互依存のネットワークをしっかりとした網目をもったものとして協働して編み上げ、そのことによって、お互いの存在が承認され、お互いの存在がそのままに肯定される空間をつくりあげることへの相互貢献として理解される必要がある（大庭健）。

「家族愛、家族生活の充実」

家族の成員にとって家庭が「安心できるよりどころとなる場所」となるためには、家族の成員が互いに支え合い、相手から支えられるとともに、自らも相手を支えるという関係が、家族の成員間で構築されている必要がある。このことに気付くことが大切である。他方では、ケア労働を女性が担わされてきたこと、そして、さまざまな依存者のケアを家族が担わされてきたこと、こうした状況を改めるといことが共に行われてはじめて、「理想の家族・善き家族」や「家族愛、家族生活の充実」の追究が望ましいものになる可能性が開けてくる（牟田和恵）ということも忘れてはならない。

「よりよい学校生活、集団生活の充実」

学校・学級という「他者と共に生きていく場」、「自分たちが共に生きる場」は、単に自分にとって都合のよい居場所であるのではなく、基本的には誰にとっても無条件に「自分にとっての居場所」となる場でなければならない。そのためには学校・学級は、そこにおいて誰もが存在することを認められ、受け容れられる場でなければならない。学校・学級をそうした場にするには、第一には教師の務めであるが、この教師の営みに子どもたち・生徒たちが自ら協働的に関わることも必要である。お互いに相手から自分の存在を無条件で肯定されるという相互の関係が形成されるように指導することがここでは求められる。

「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」

郷土や伝統に関して多様な思いを人々がもっていることを理解し、多様な思いを認め合うことが必要であろう。そして、その上で、地域社会・郷土のどのような発展が求められるのかを考え、どのような方向での発展が、われわれが共に暮らす地域社会・郷土には求められるのか検討するということ「考える道徳」としての道徳授業には必要である。郷土を大切にすることというのは、郷土のよい面を受け継いでいこうと努めることばかりではなく、郷土の抱える問題点を自覚し、どうしたらそれを改めることができるか主体的に考えていくことでもある。

「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」

愛国心教育を特定の国家のあり方を受け

容れることを強要するようなものとしなないためには、そして、特定の政治的立場に立った教養を注入するものにしなないためには、自らの生きる場を共に生きている者たちと協働してよりよくしていこうとする意欲や関心として愛国心をとらえ、そうした意欲や関心を育てていくことを学校教育における愛国心教育として目指していく必要がある。

「国際理解、国際貢献」

「国際貢献」は恵まれた者による一方的な施しではなく、世界の人々との協働・連帯という形を取らなければならない。ここにおいても、われわれはだれもが傷つきやすい脆弱な存在であり、相互の支え合いを必要とする存在であるということに自覚する必要がある。この自覚のもとに「国際貢献」はなされるべきだといえる。「国際理解」の指導にあたっては、異文化を異文化として理解し、尊重することが重要であって、自文化と異なるという理由だけで異文化を排除する自文化中心主義に陥ってはならないということに指導する必要があるのは言うまでもない。しかし他方では、その相対主義的な見方が、他者に対して閉じた態度を助長するような形での相対主義的な見方に陥らないように注意することも必要である。

(4)「D 主として生命や自然、崇高なもののかかりに関すること」

「生命の尊さ」

生命の誕生以来、いのちが受け継がれ続け、先祖から子孫へいのちが受け継がれてきていることの自覚のうちに、また、それらのいのちのひとつひとつは有限であるということの自覚のうちに、「生命の尊さ」を実感することができる。また、ひとつひとつのいのちは、それがいかにあるかということとそれがそもそも存在しているという二重の意味で「かけがえのないもの」であるということのうちに「生命の尊さ」があるということができる。

「自然愛護」

自然は、それなくして人間が生きていくことはできず、その恵みによってはじめて生きていくことが可能になるものであると同時に、人間に対して 大いなる災いをもたらす存在でもある。この自然の二面性のうちに共通してみられる、人間の意のままにならないものであり、人間的な次元を越えたものであるということのうちに、自然の崇高さはあるということができる。この点から見るならば、「自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解」するということは、自然という「生命共同体」(A・レオポルド)の一員として、自らの所属する共同体の全体性と統合性を維持していくことの重要性を理解することとして捉えなおすことができる。

②「感動、畏敬の念」

「人間の力を超えたもの」として「神」や「仏」などを取り上げて授業を実践しようと

する場合、特定の宗教によらずに実践することは困難であろう。宗派教育が禁じられる公立学校での道徳教育では、この方向で「畏敬の念」を取り上げるのは困難である、と言わざるをえない。では、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」は、どのようなものとして理解すべきなのだろうか。ここで注目しておくべきことは、生が畏敬の対象になるのは、それが弱く脆弱なものでもあるからであるということにO・F・ポルノーが言及していることである。生命への畏敬の念を、生命の「傷つきやすさ・脆弱性」へのまなざしとして捉えなおすことが「畏敬の念」の指導に新たな可能性を開いてくれるのである。

② 「よりよく生きる喜び」

生きる喜びは、生きる意味を見いだせるところにおいてともに見いだされるものである。このことから見て、「生きる意味」についてのV・E・フランクルの言葉、すなわち「わたしたちが生きていることからなにを期待するかではなく、むしろひたすら、生きることがわたしたちからなにを期待しているかが問題なのだ」という言葉がここでも参考になると言えるだろう。だが、この言葉も受けとめることができないほど苦しみに打ちひしがれている人に対しては、どのように応えたらよいか、ということも考慮しておくべきであろう。生きる意味を見いだせずに苦しむ人が、生の意味のなさ・存在の根拠のなさを驚くべきこととして受けいれることができるようになるためには、言葉によって生きる意味を構築するのではなく、苦しむ自分のかたわらにただともについてくれる人、この意味のない生をともに生きる人、苦しみ悲しむ自分とともに泣く人、こうした人々との出会いが必要となってくる。教師は、こうした「ともに泣く人」としてあることが求められる存在であるということもできるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

千葉 胤久、道徳教育の主題としての「正義」、北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編、査読無、第 67 巻第 1 号、2016、101 - 115

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

内容項目解説集を北海道教育大学旭川校ホームページあるいは北海道大学学術リポジトリを通じて公開する予定である。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

千葉 胤久 (CHIBA, Tanehisa)
北海道教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：90333765

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()